

留萌市立病院における医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

平成 31 年 4 月 1 日

留萌市病院事業管理者

留萌市立病院における医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画（以下「本計画」という。）は、医療法（昭和 23 年号外法律第 205 号）第 39 条の 19 の規定に基づく留萌市立病院（以下「当院」という。）に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるための計画である。

医療法（昭和 23 年号外法律第 205 号）

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

〔病院又は診療所の管理者の責務〕

第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2. 計画の推進に向けた体制整備等

当院では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、人事担当課が関係部署と連携しながら、取組の推進状況の把握、課題の検討を行う。

3. 計画の進捗状況等の公表

本計画の進捗状況等については、毎年 1 回、病院ホームページ等により公表する。

4. 計画の推進責任者

本計画の推進するにあたり、次の者を推進責任者とする。

副院長 高 橋 文 彦

1 勤務医（医師）の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	具体的な取組み内容
初診時の予診の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。
静脈採血等の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。
入院の説明の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。
検査手順の説明の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・看護師が実施しているが、看護師以外の職種への拡大等を検討する。
薬の説明及び服薬指導	実施済み (平成31年度も継続)	・病棟に担当薬剤師を配置し、病棟薬剤業務として投薬前説明、退院時薬学的管理指導及び薬剤管理指導を実施する。
医師事務作業補助の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・病棟及び外来部門に医師事務作業補助者を配置し、診断書等の作成補助、オーダーリングシステムへの代行入力、外来診療補助を実施する。 ・医師事務作業補助者を増員し育成を図る。

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	目標達成年次	具体的な取組み内容
勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済み (平成31年度も継続)	・オンコールも含め、2夜連続での当直割振りは行わないよう努める。
当直翌日の業務内容に対する配慮	実施済み (平成31年度も継続)	・オンコールも含め、当直翌日の業務軽減及び休息確保に努める。
育児支援制度を活用した短時間勤務医師の活用	実施済み (平成31年度も継続)	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は育児短時間勤務及び始業終業時刻を変更する早出遅出勤務制度を説明し周知する。

2 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		目標達成年次	具体的な取組み内容
業務量の調整	時間外労働が生じないような業務量の調整	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 病棟などの状況に応じて他部署から応援看護師を派遣する。 ・ 多様な勤務形態の導入により業務量を分散する。
看護職員と多職種との業務分担	薬剤師	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 病棟薬剤師の導入により持参薬確認業務等を分担する。
	リハビリ職	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ リハビリ実施患者にかかる移送業務の軽減を図る。

	臨床検査技師	未定	・ 外来における検査に必要な採血業務の 分担を検討する。
多様な勤務形態の導入		実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 夜間専従看護師を導入する。
妊娠・子育て 中、介護中の 看護職員に対 する配慮	院内保育所	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 満 3 歳に達する年度末まで利用可能 ・ 土曜保育の実施
	超過勤務及び深 夜勤務の制限	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 妊娠中に所属長へ申し出ること で超過勤務及び深夜勤務しないことが可能
	業務軽減等	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 妊娠中に所属長へ申し出ること で業務の軽減等が可能
	産前産後休暇	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 産前 8 週間前から産後 9 週間を 経過するまで取得可能
	育児休業制度	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 子が 3 歳に達するまで取得可能
	育児支援制度	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 小学校就学の始期に達するま での子を養育する職員は育児短 時間勤務及び部分休業が取得可 能 ・ 生後 1 歳未満の子を養育する 職員は育児時間（1 日 2 回各 60 分以内）が取得可能
	子の看護休暇制 度	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 中学校就学の始期に達するま での子を養育する職員は年 5 日 （子が 2 人以上は 10 日）取得 可能
	超過勤務の免除 ・ 制限及び深夜 勤務の制限	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 3 歳未満の子を養育する職員 は超過勤務をしないことが可能 ・ 小学校就学の始期に達するま での子を養育する職員等は超過 勤務及び深夜勤務を制限するこ とが可能
	介護支援制度	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 要介護者の介護のために連続 する 6 月の期間内で必要な期 間に勤務しないことが可能 ・ 要介護者の介護のために連続 する 3 月の期間内で必要な期 間に 1 日の勤務時間の一部を 勤務しないことが可能
	短期介護休暇制 度	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 要介護者の介護及び要介護者 の必要な世話をする職員は年 5 日（要介護者が 2 人以上は 10 日）取得可能
夜勤負担の軽 減	夜勤従事者の配 置	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 夜勤専従看護師の導入による その他夜勤従事者の負担軽減

	月の夜勤回数の 上限設定	実施済み (平成 31 年度も継続)	・ 月 5 回を上限として設定
--	-----------------	-----------------------	-----------------

3. 医師業務等役割分担推進計画

・ 看護師による特定行為の推進

①栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連

②血糖コントロールに係る薬剤投与関連